

2026年6月24日(水)14:25～15:25

令和8年度特定給食施設等関係職員研修会
奈良県中和保健所 於:奈良県橿原文化会館

「給食施設における『食の事業継続計画(BCP)』
～平時の準備から災害時の即応までの実践ポイント～」



公益社団法人 日本栄養士会
専務理事・災害支援チーム JDA-DAT統括 下浦佳之



Menu of Today

1. はじめに

2. JDA-DATの活動について

～令和6年能登半島地震でのJDA-DAT栄養・食支援活動～

3. 給食施設における

『食の事業継続計画(BCP)』

～平時の準備から災害時の即応までの実践ポイント～

4. 今後の課題について

5. おわりに

1. はじめに

SDGs（持続可能な開発目標）

「誰一人取り残さない災害時の栄養・食生活支援」の実現

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

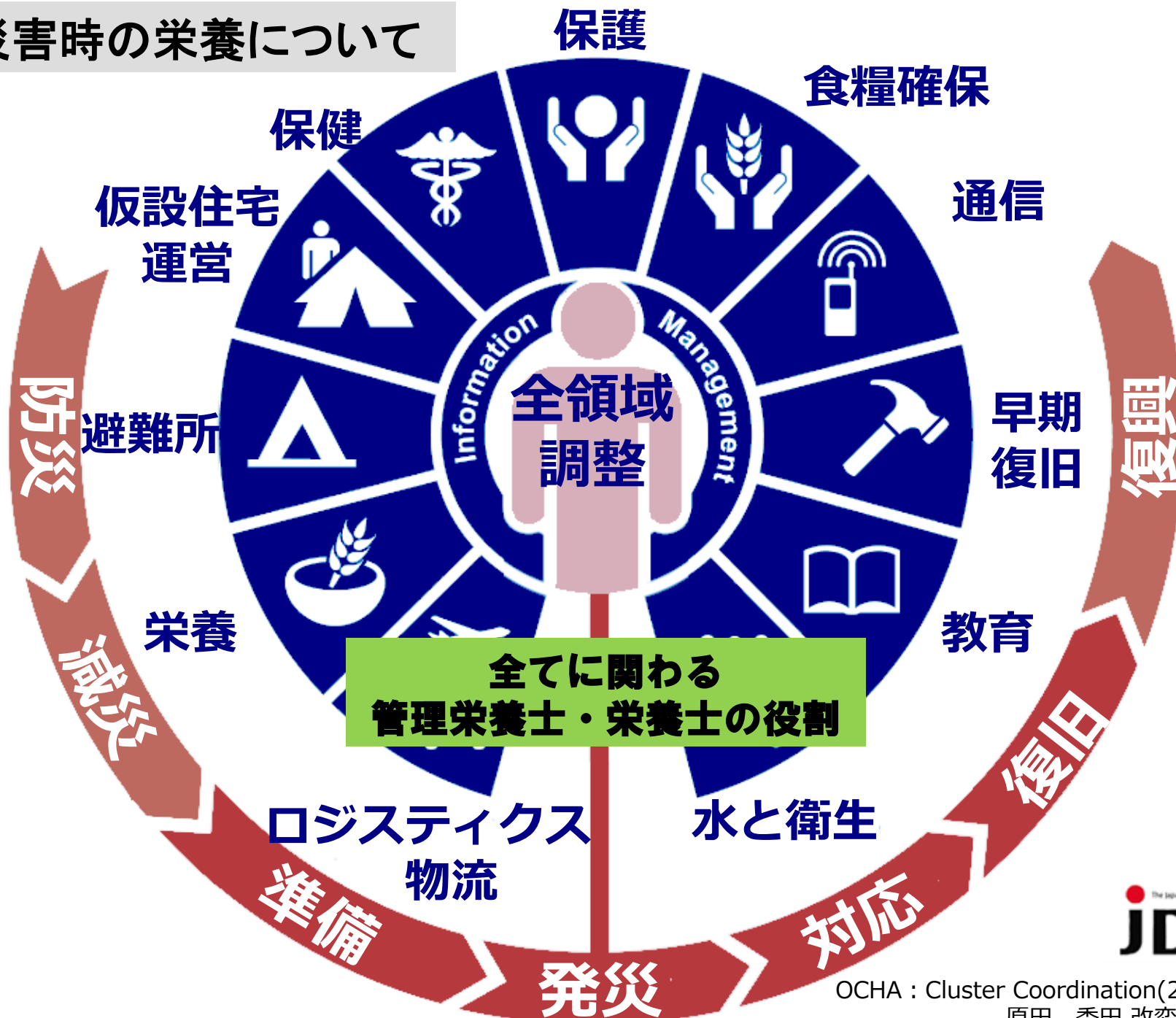
世界を変えるための17の目標



SDGsに栄養という言葉がないのは、何故？

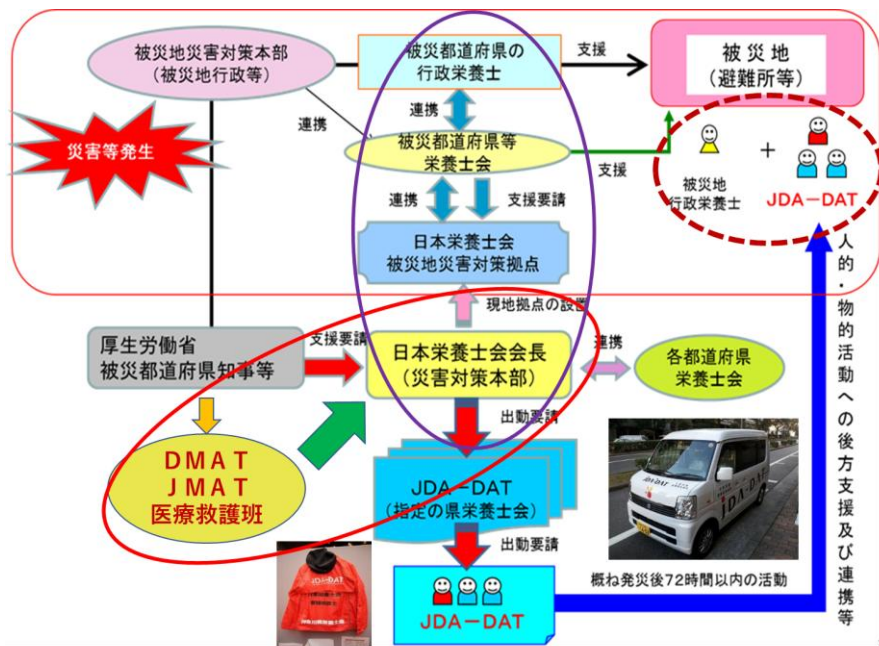
栄養

災害時の栄養について



2. 公益社団法人日本栄養士会 災害支援チームJDA-DATの活動について (JDA-DAT: The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team)

東日本大震災をきっかけに、大規模自然災害発生時、迅速に被災地での栄養・食生活支援活動を行うため、**2012年に「日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）」**を設立。
現在、全国に**6,191名**のJDA-DAT（スタッフ＆リーダー）が活動【2026.3.31現在】



●これまでの支援活動実績

関東東北豪雨災害、熊本地震、大阪北部地震、西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震、令和元年度の台風の災害、能登半島地震等
(平時の活動)

防災訓練への参画、赤ちゃん防災プロジェクトにおける備蓄の推進等



日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）は、保健医療活動チームの一組織として、多職種チームとの連携協働、及び管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、地域や避難所の実情を十分に考慮した栄養・食生活支援活動**を継続的に実施**することを責務とする。

【栄養・食生活支援活動における課題】

- 避難生活の長期化に伴い、エネルギー・栄養素摂取不足の影響による**栄養不良や体力低下が顕著**になる。
- 栄養不足の回避、生活習慣病の発症・重症化予防、生活の質の向上等のために、日中の作業量や健康・栄養状態等を踏まえた食事の提供や評価を行うなど、**適切な栄養管理を図る体制の整備が必要**である。



令和6年能登半島地震でのJDA-DATの栄養・食生活支援活動

1月2日～1月4日の初動対応

●JDA-DAT先遣隊派遣（1月2～3日）

石川県健康推進課、石川県栄養士会、厚生労働省健康課栄養指導室との協議（1月2日）

●日本栄養士会災害対策本部の設置（1月2日 20:30設置）

- 石川県保健医療福祉調整本部及び石川県栄養士会と連携し、**特殊栄養食品ステーションの設置**（乳幼児、高齢者、病者など要配慮者向け食品）
（1月3日 13:30 七尾市内の認定栄養ケア・ステーションにサテライト設置）

●災害支援緊急車両JDA-DAT号の配備（1月3日 13:30 七尾市内に配備）

- 災害対策本部及び保健医療福祉調整本部との調整により、**公立能登総合病院（DMAT拠点）に液体ミルク搬入**（1月3日）
能登半島北部地区で液体ミルクを要する避難所に搬入

- 賛助会員等企業への支援物資の提供依頼と搬送等調整（1月4日）

特殊栄養食品ステーション



DMAT物資調整チームとの連携



【具体例】 令和6年能登半島地震におけるJDA-DAT活動の実際について

1.5次避難所の食事提供サービス・栄養相談

- 石川総合スポーツセンター内での要配慮者への個別対応した食事提供
- にちまが災害支援プロジェクトの運用（衛生面・効率化）



能登半島北部の避難所巡回栄養相談及び物資搬送

- 能登半島南部の七尾市を拠点として、七尾市、輪島市、能登町、志賀町、穴水町、珠洲市等を行政栄養士の指示のもと巡回栄養相談の実施及び適切な栄養管理に資する物資の搬送



特殊栄養食品ステーションによる物資の確保・提供

- 特殊栄養食品ステーションを金沢市の石川県栄養士会事務局に設置。また、七尾市駅前のパトリア内の認定栄養ケア・ステーションチームK Y E 栄養相談室に特殊栄養食品ステーション・サテライト設置。
- 特殊栄養食品を中心に嚥下調整食、食物アレルギー対応食品等を搬送提供



今回の災害支援から見てきた今後の課題について

1.5次避難所の食事提供サービス・栄養相談

- 要配慮者の個々に配慮した適切な食事提供→**人材の確保**(管理栄養士・調理師等)
- 長期化に伴う衛生管理及び運用の適正化→**場所・機材等の厨房設備の確保**



能登半島北部の避難所巡回栄養相談及び物資搬送

- 被災地各市町の行政栄養士及びDHET管理栄養士とJDA-DATとの連携体制
→**迅速化を図るための平時からの体制と災害時の初動体制の構築**
→**衛生部局と物資担当部局との効果的連携**
- 被災者とのコミュニケーション能力等、資質の担保→**人材育成研修の充実**



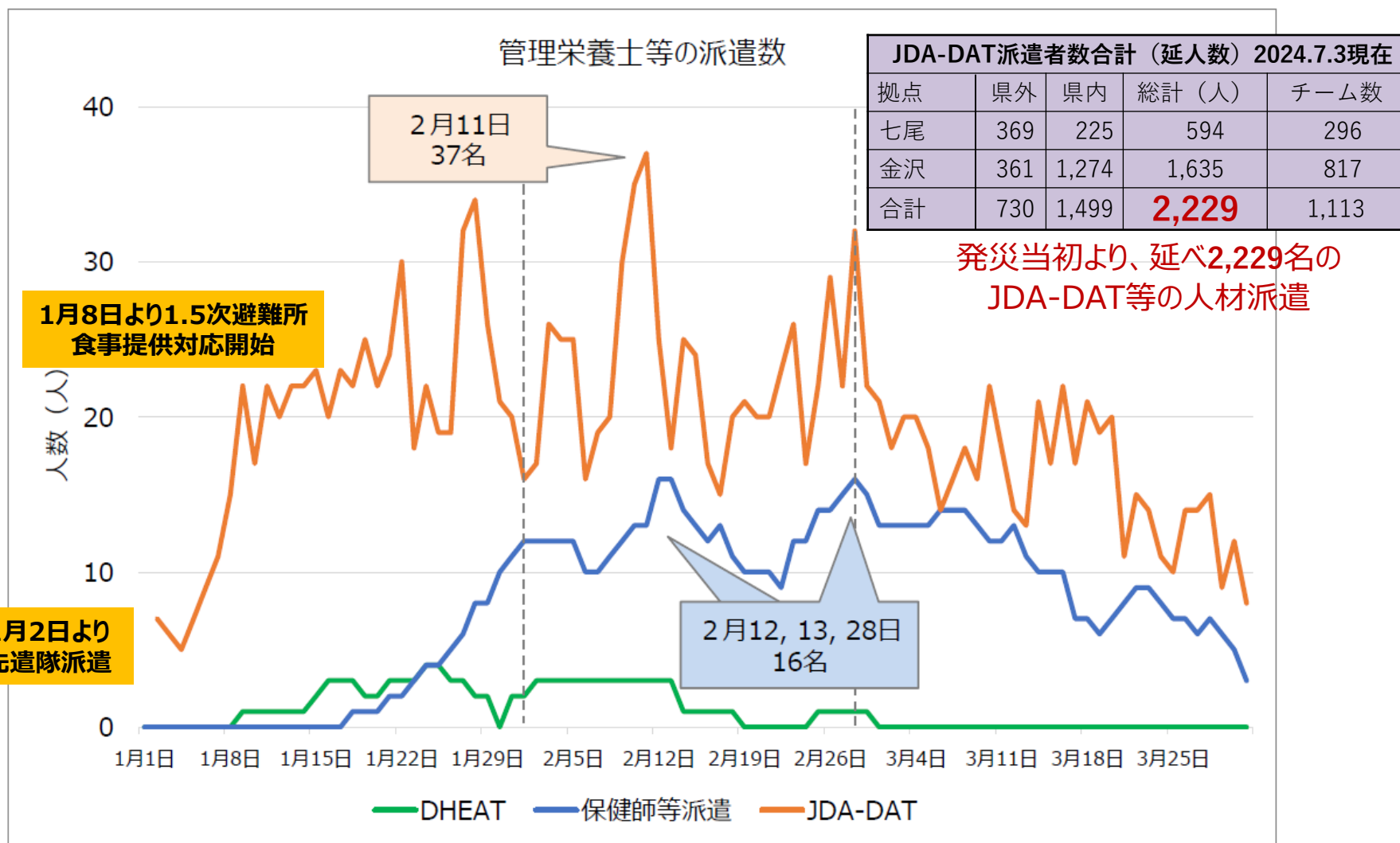
特殊栄養食品ステーションによる物資の確保・提供

- 認定栄養ケア・ステーションに特殊栄養食品ステーション・サテライトを設置
→**備蓄食品等を確保するための財源の確保**
- 特殊栄養食品を中心とした嚥下調整食、食物アレルギー対応食、ビーガン・ハラル食等の速やかな物資確保と搬送提供体制の構築
→**企業及び学会・多組織等との事前協定等の締結**



これらすべての活動において、官民との連携は必須である。

令和6年能登半島地震での管理栄養士等の派遣者数



石川県庁、日本栄養士会等提供資料を基に栄養指導室にて作成

厚生労働省健康・生活衛生局 健康課栄養指導室 全国保健所管理栄養士会講演資料より一部改変

日本栄養士会災害支援チーム **JDA-DAT** は、
被災者支援・復興に向けて取り組みます。

Never give up, Noto!

能登、決して諦めないで！

Our hearts are with you, Noto!

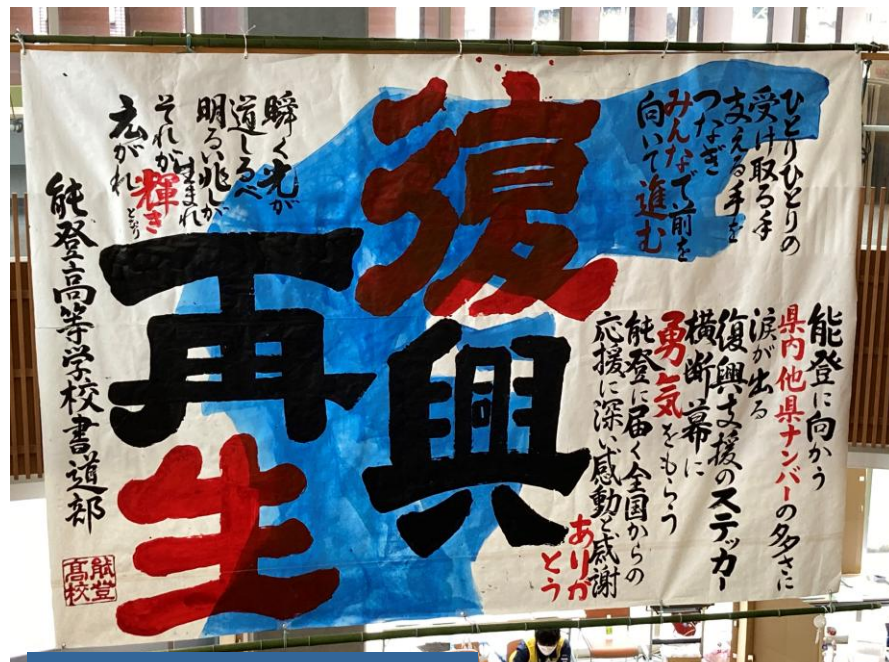
私たちの心は、能登と共にあります！

Together we stand, Noto!

一緒に立ち上がろう、能登！

Overcome difficulties, Noto!

困難を乗り越えていこう、能登！



世界銀行
UR2024 Global Forum



現在、全国に約6,191名のJDA-DATが
活動しています。(2026/3/31現在)



日本栄養士会災害支援チーム **JDA-DAT** は引き続き、被災者支援・復興に向けて取り組みます。



3. 給食施設における『食の事業継続計画(BCP)』 ～平時の準備から災害時の即応までの実践ポイント～

BCP(ビー・シー・ピー)とは

Business Continuity Planの略称で、事業継続計画・業務継続計画などと呼ばれる。

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを**事業継続計画(Business Continuity Plan、BCP)**と呼ぶ。

内閣府「事業継続計画ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応」平成25年8月改定

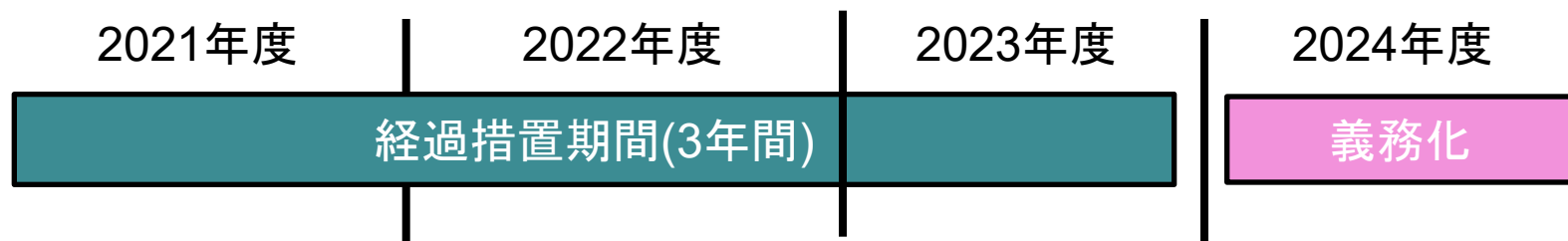


新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通り業務を実施することができなくなる。業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめておくことが重要。

「重要な事業を中断させず、いかに継続するか」

以前からBCPの作成の動きはありましたが、なぜ今？

2017年3月の通知により災害拠点病院などはBCPの作成を義務化
2024年4月までに介護施設などにおけるBCPの策定義務化



既に作成済みですね？

介護施設・事業所における**自然災害発生時**の業務継続ガイドライン
介護施設・事業所における**新型コロナウイルス感染症発症時**の業務継続ガイドライン

厚生労働省老健局 令和2年12月

介護施設の利用者の多くは日常生活・健康管理、さらには生命維持の大部分を介護施設等の提供するサービスに依存しており、サービス提供が困難になることは利用者の生活・健康・生命の支障に直結する。

介護施設・事業所における 自然災害発生時の 業務継続ガイドライン

厚生労働省老健局

令和6年3月

目次

1. はじめに	1
1-1. ガイドライン作成のねらい	1
1-2. 本書の対象（施設・事業所単位）	1
1-3. ガイドラインの利用方法	2
2-1. 業務継続計画（BCP）とは	3
2-2. 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）について	3
2-3. 防災計画と自然災害 BCP の違い	4
2-4. 介護サービス事業者求められる役割	6
3-1. BCP 作成のポイント	7
3-2. 自然災害 BCP の全体像	8
3-2-1. 自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（共通事項）	9
3-2-2. 自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（通所サービス固有事項）	28
3-2-3. 自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（訪問サービス固有事項）	29
3-2-4. 自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（居宅介護支援サービス固有事項）	30
（参考：複合災害対策～新型コロナウイルス感染症流行下における自然災害発生時の対策の考え方～）	31

自然災害ひな形例示入り

1. 総論

1.1 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

①入所者・利用者の安全確保：

入所者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。

②サービスの継続：

入所者・利用者の生命、身体、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

③職員の安全確保：

職員の生命を守り、生活の維持に努める。

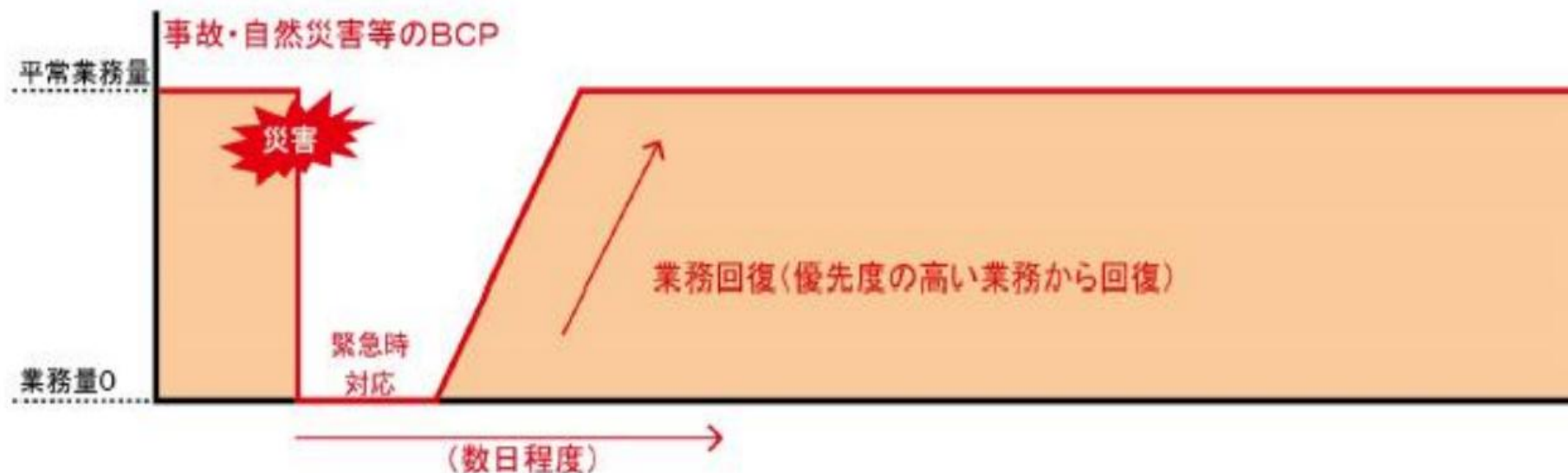
全体像

ガイドライン8ページの「自然災害(地震・水害等)BCPのフローチャート」に沿って自然災害のBCPを作成する。

【補足5】対応フローチャートを参照する。

【補足5】

業務量の時間的経過に伴う変化（自然災害）

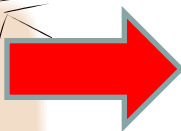
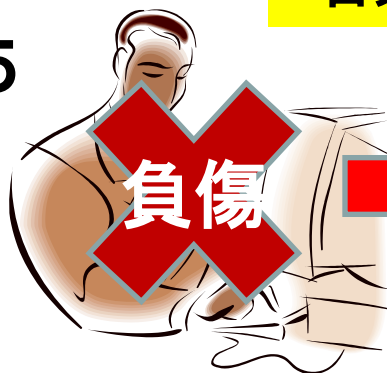


自然災害が発生したときは、まず避難誘導・安否確認などの災害時業務に対応します。一方で、インフラが停止するなどの状況により、通常の業務対応は減らさざるを得ません。

その後、時間の経過とともに、優先度の高い業務から回復させることになります。

日栄特別養護老人施設

25



25



通常の業務量 $25 \times 4 = 100$

25



25



災害発生

早期復旧

通常業務 $100 \times$ 災害による緊急業務付加 $2.0 \times$ 昼夜勤務 $2.0 = 400$ 業務量

BCP (Business Continuity Plan)

事業継続計画の作成

中核業務 $60 \times$ 災害による緊急業務付加 $1.5 \times$ 交代制勤務 $1.0 = 90$ 業務量

これまで述べてきたのは、施設・事業所全体のBCPである。
BCPの必要性を認識していただけましたか？



栄養や食事提供に特化した**業務**継続計画が必要

つまり、皆さんには、食に関する
BCPの作成が求められている。

- 現状で何ができるか？何をしなければいけないのか？よくわからない
- どのように備えればいいのか？備えれば何かいいことあるの？
- 施設全体のBCPがあるので、わざわざ部門のBCPまで必要ないのでは？
- そもそもBCPの作り方がわからない、マニュアルも十分ではないし
- 誰がつくるの？ 施設長・管理者でしょ？ 然るべき担当者がいません
- そんなの作成している時間がとれない
- 備えるためのお金は誰が出してくれるの？
- 業者に任せておいたらいいいのでは？

業務継続計画(BCP)が「重要だと分かっているにもかかわらず作成できない」理由

1. 何から手を付けてよいか分からない(抽象性・難解さ)

- 完成形がイメージできず、着手できない

2. 平時の業務が多忙で、優先順位が下がる

- 日常業務・突発対応に追われ、BCPは「緊急ではないが重要な業務」に分類されがち

3. 専門知識・経験を持つ人材がいない

- リスク分析など不慣れで、「これで本当にBCPと言えるのか」という不安から進まない

4. 組織内での合意形成が難しい

- 部署ごとに「重要業務」の認識が異なり、トップの関与が弱いと、部門横断の調整が進まない

5. 「作っても実際に使えない」という意識

- 形だけのBCPになりがちで、訓練や見直しまで手が回らない

6. 法令・指針が複雑で、目的が見えにくい

- 指針等が複数存在し、「何に対応すれば十分なのか」が分かりにくい

7. 災害を“自分事”として捉えにくい

- 直近で大きな被災経験がなく、他地域の災害を「特別な事例」として認識

8. 「完璧なものを作らなければならない」という思い込み

- 更新前提・段階的整備という考え方が浸透せず、結果として「作らない」という選択

まとめ(本質的な理由)→BCPが作成できない最大の理由は、
「BCPを“特別で高度な計画書”と捉えすぎていること」

本来BCPは、完璧である必要はなく、日常業務の延長線上で、「**最低限何を守るか**」を合意するプロセスであるが、その認識が共有されていないことが、作成停滞の根本要因である。

食のBCP(業務継続計画)の作成について～給食施設としての備え～

地域防災における災害対応の考え方

自助・共助・公助

「自助」＝自らの身は自らが守る。

家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難する等、自分で自分・家族・財産を守る事。

自分を守るのは「自助の力」

「共助」＝地域のことは地域で守る。

地域の災害時要援護者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行うなど、近隣の人たちと助け合うこと。

自分ひとりで対応出来ない状況になった時に頼るのが「共助の力」

⇒状況に応じて自分も共助に参加する（助ける側）意識が前提

「公助」＝行政機関による救助活動や支援物資の提供。

行政機関が個人や地域の取り組みを支援したり、自助・共助で対応出来ない大枠の活動や組織づくり・支援のこと。

地域全体の状況を安定させ、復旧・復興に向かうための動きが「公助の力」

⇒公助（援助）が円滑に実施されるには「共助」との連携が効果的

患者・入所者等の栄養管理

BCP(業務継続計画)

災害時の給食マニュアル

(作成・活用)

- ・非常食と備蓄食品
(非常用の献立作成)
- ・備蓄食品の内容と保管管理
- ・食品の流通状況の把握
(支援物資・自己調達等)
- ・設備の整備
(インフラ・厨房機器等)
- ・災害時の安全(衛生的)管理

訓練等の実施

自助・共助

施設等での
栄養管理

病院、老人・障害・児童等
福祉施設、学校等の給食施設

災害時の
栄養管理

被災者の栄養管理

被災状況の把握

(医療救護班等との帯同)

(避難所等の巡回)

備蓄・支援物資の頒布
(特殊栄養食品ステーション)

炊き出し

災害時要配慮者への対応

栄養相談・指導

食生活状況調査

安全(衛生的)管理

食環境(排泄環境も含む)

公助

避難所等での
栄養管理

避難所・仮設住宅・自宅等

非常時等における管理栄養士・栄養士・調理師等の役割

災害等の発生により、非日常的な状況で誰もがパニック状態に陥ることは確実である。しかし、その状況で速やかに対応できるか否かは、「**その時**」に**対応できる準備を日常時に備えていたか**による。

また、われわれ管理栄養士・栄養士・調理師等は、地震などの思いもよらない危機管理時にも、施設等の患者(入所者)および被災者(特に要配慮者等)に安全・安心な食事を提供し、「**栄養の指導**」を通じて適正な栄養管理等を実施することが必要である。

そのため、日頃より災害時等を想定し、**準備しておかなければならない**。それが管理栄養士・栄養士・調理師等に課せられた責務である。

まずは、自らの施設の方針や**地域における役割**をしっかりと把握することが重要。(防災計画、ハザードマップ等の確認も必須)

当該施設の役割を十分に考慮して、施設の立地条件、耐震性、考えられる被害想定、優先業務、ライフライン、非常食として食糧の備蓄をどの程度確保するか等、それによってBCP(業務継続計画)の内容が大きく相違する。

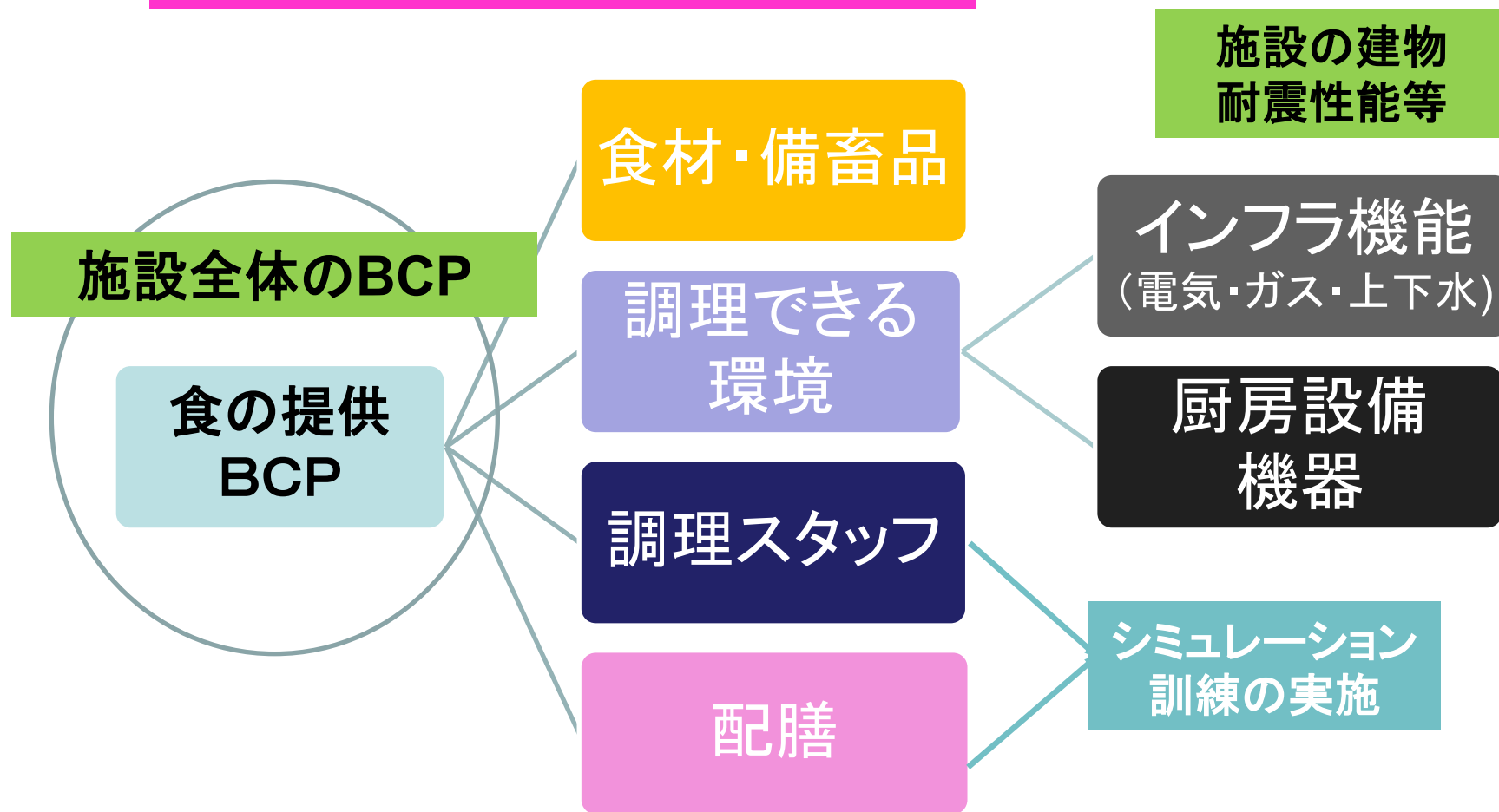


これまでの教訓を生かし、「その時」に対応するための備えや、日頃から災害時における栄養と食の危機管理のための専門的トレーニングやシミュレーションを行う事で保守・運営業務全般に生かすことが可能となる。



食のBCP:食に関する業務継続計画の策定が必要

食の提供BCPの要素



東日本大震災に学ぶ病院における食の提供BCPに関する研究より一部改変
奥田・窪田 東京ガス株式会社・株式会社ミールシステム

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するために、研修を開催しました。研修時の資料と作成手順の研修動画（令和3年度）を掲載しましたので是非ご覧ください。

総論等もご視聴いただきますとより理解を深めることができますので併せてご活用ください。

ガイドライン資料と研修動画の構成

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

<展> 自然災害編>

- PDF ・自然災害発生時の業務継続ガイドライン [2.6MB] 
- X ・自然災害ひな形 [104KB] 
- [89KB]  X ・感染症ひな形

【例示入り】<R5年度>

- PDF ・自然災害ひな形（共通） [1.7MB] 
- X ・自然災害ひな形（共通） [281KB] 
- PDF ・自然災害ひな形（サービス固有） [174KB] 
- X ・自然災害ひな形（サービス固有） [18KB] 



このマークの付いたスライドは
ガイドラインを参考に要確認



政策について

▼ 分野別の政策一覧

▶ [健康・医療](#)

▼ [福祉・介護](#)

▶ [障害者福祉](#)

▶ [生活保護・福祉一般](#)

▶ [介護・高齢者福祉](#)

▶ [雇用・労働](#)

今回は、自然災害発生時における業務継続計画のひな形に沿って作成を進める。

1. 総論

1.1 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

①入所者・利用者の安全確保:

入所者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全確保を図る。

②サービスの継続:

入所者・利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

③職員の安全確保:

職員の生命を守り、生活の維持に努める。

施設全体のBCPに食のBCP
の内容が反映され、情報共有
されていることが必須

災害において施設・事業所が果たす役割の記載が必要であるが、概ね、入所者・利用者の安全確保、サービスの継続職員の安全確保等が具体的にあげられるが、食の観点からは特にサービスの提供継続が主といえる。

食事の提供 食料の備蓄状況を確認し、必要であれば食料品納入業者へ連絡して食料品を調達し、患者だけでなく職員に対しても食事の提供を行う。

災害(地震・水害等)BCPのフローチャートに沿って自然災害のBCPを作成する。参照する。

ex: BCM推進委員会等

体制を記載する。

を進めるために推進体制を構築する。

だけでなく、継続して取り組む必要がある。また災害対策の推進には、総務部などの一部門で進めるのではなく、多くの部門が関与することが効果的である。

【様式1】推進体制の構成メンバーに体制を記入する。

●各施設・事業所の実情に即して、既存の検討組織を有効活用する。

栄養士の記載
があるか?

全体の推進体制は施設としてのBCPに記載されており、ここでは栄養部門の関与、推進体制での位置づけ等を確認



1.3 リスクの把握

(1) ハザードマップなどの確認

●施設・事業所が所在地のハザードマップ(地震、津波、風水害)等を【補足6】に貼り付ける。
【補足6】ハザードマップを完成させる。震度や浸水深さを記入する。

●ハザードマップ類は見直しが行われることがあるので、定期的に確認し変更されていれば差し替えることも必要である。

(2) 被害想定

【自治体公表の被災想定】

●自治体から公表されているインフラ等の被災想定を確認する。
被災想定から自施設・事業所の設備等を勘案して時系列で影響を想定することも有用である。
これにより被災時における自施設・事業所の状況が見える化でき、各種対策を検討していく上での土台となる。

<交通被害>

道路: 3~7日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)。1~2日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)
橋梁: 迂回路を含め、3~7日で仮復旧。迂回路を含め、1~3日で仮復旧。
鉄道: 1か月。2週間

<ライフライン> 先の「(1)ハザードマップなどの確認」で調べた震度に基づいて、震度7または震度6のどちらかを選択し、不要な方を削除する。

上水: 3週間(震度7) 7日(震度6程度)
下水: 3週間(震度7) 7日(震度6程度)
電気: 1週間(震度7) 3日(震度6程度)
ガス: 5週間(都市ガス)(震度7) 3週間(震度6程度)
通信: 1週間(津波の被害がない想定)(震度7) 3日(震度6程度)

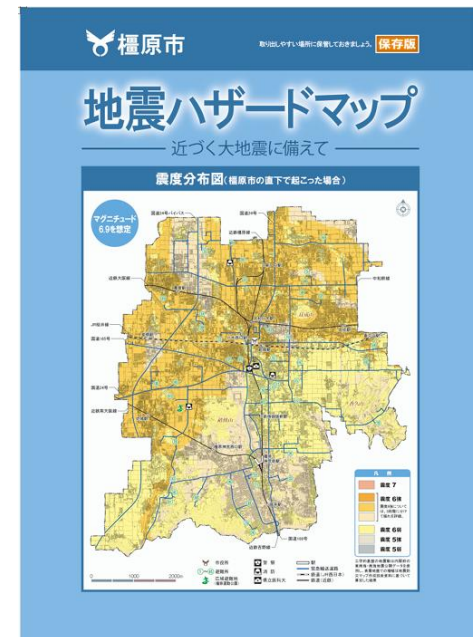
【自施設・事業所で想定される影響】

●自治体発表の被災想定から自施設・事業所の設備等を勘案のうえ記載する。

【補足7】 自施設で想定される影響を作成する。

地震、津波、風水
がなど災害リスクの
頻度や影響度は自
治体のハザードマ
ップの確認や施設
等の立地条件等を
把握するし対策を
検討する。

特に食事に関
してはライ
フラインの影
響が大きい
ため、十分に
想定を検討す
る



檀原市ハザードマップ
檀原市HPより



1.4 優先業務の選定

(1) 優先する事業

● 単一事業のみを運営している場合は、本項目は割愛する。

● 複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業(入所、通所、訪問等)を優先するか(どの事業を縮小・休止するか)を法人本部とも連携しておく。

<優先する事業>

- (1) 入所サービス
- (2) 訪問サービス(与薬、食事)

<当座停止する事業>

- (1) 通所サービス
- (2) 訪問サービス(入浴)

施設の方針として被災者を受け入れるのか等を明確にしておく

食事の提供は365日休止できない業務
それらに付随する業務があれば記載
Ex配膳業務等

(2) 優先する業務

● 上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

● 感染症BCPで策定した業務分担を活用し、出勤率に応じた優先業務を検討する。

【様式7】-災害 業務分担(優先業務の選定) に記入する。

【補足8】優先業務 を検討し、記入する。

● 通所・訪問系では、優先的にサービスを提供すべき利用者をリストアップしておく。

【様式9】災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。

1.5 研修・訓練の実施、BCPの見直し

(5-1) 研修・訓練の実施

● 以下の教育を実施する。

(1) 入職時研修

・時期: 入職時

・担当: 施設長

・方法: BCPの概念や必要性、意義

(2) BCP研修(全員を対象)

・時期: 毎年4月

・担当: 主任

・方法: BCPの概念や必要性、意義

(3) 外部BCP研修(全員を対象)

・時期: 毎年6月

・担当: 外部講師

・方法: 外部のeラーニングを受講

● 以下の訓練(シミュレーション)を実施する。

・時期: 毎年3月、9月

・担当: 施設長

・方法: 感染者の発生を想定し、対応を確認

人員の代替え、物資調達方法の確認など、机上訓練で確認する。

BCPを関係者と共有し、研修や防災訓練、ローリングストック時等において実際にシミュレーションし、備蓄食品等を調理提供して、栄養と食に関する課題を検証

課題をBCPに反映

順、人

(5-2) BCPの検証・見直し

● 以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

毎年3月、9月に管理者が理事会に報告する。

・BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。

・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。

・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。



※継続してPDCA(Plan-Do-Check-Actの改善)サイクルが機能するように記載する。



2. 平常時の対応

介護サービスを中断させないためには、介護サービスを提供するにあたり必要な要素（建物・設備、ライフライン）を守ることが重要。
平常時の対応では、以下のステップで検討する。

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| <STEP1> 自施設・事業所の安全対策 | 2.1 建物・設備の安全対策 |
| <STEP2> ライフラインの事前対策 | 2.2～2.7 電気、ガス、水道、通信等の対応 |
| <STEP3> 災害時に必要となる備蓄品の確保 | 2.8～2.9 備蓄品、資金の対応 |

調理上生じるゴミ
及び残飯も対策
が必要であり、平
時から考えておく
必要あり。

2.1 建物・設備の安全対策

(1) 人が常駐する場所の耐震措置

- 建築年を確認し、新耐震基準が制定された1981（昭和56）年以前の建物は耐震補強を検討する。
 - 1981年以降でも、建築から相当な年数が経っている建物や木造の建物は、専門家の耐震診断を依頼する等を検討する。
- 【補足9】建物・設備の安全対策に記入する。

● 耐震補強策

旧耐震基準設計の建物のため、耐震診断を実施し、柱の補強、X型補強材を設置した。

(2) 設備の耐震措置

- 利用者・職員が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落防止の必要性を確認する。
転倒・転落防止が必要な場合は、対策を検討する。
- 【補足9】建物・設備の安全対策に記入する。

● 安全対策

破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所（ガラス天井など）や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。

- 不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

(3) 水害対策

- ガイドライン12ページの水害対策例を参考に対応策を検討する。
- 【補足9】建物・設備の安全対策に記入する。



2. 2 電気が止まった場合の対策

2. 2～2. 7で必要となる備品は、様式6に記入する。

●電気が止まった時に稼働させる設備

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

①自家発電機が設置されていない場合

・医療的配慮が必要な入所者・利用者(人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等)の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討する。

・医療的配慮が必要な入所者・利用者があるので、非常用自家発電機の導入を検討する

(難しいければ、レンタル等の代替措置)。

・自動車のバッテリー、電気自動車を非常用の電源として活用する。

②自家発電機が設置されている場合

・自家発電機のカバー時間・範囲を確認し、使用する設備を決めた上で優先順位をつける。

最優先: 医療機器・情報収集、優先: 照明・空調

・自家発電機は、複数の職員が使えるよう訓練を毎年実施する。

・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策を講じる。

24時間営業のガソリンスタンド等の確認。非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等と

優先供給協定を締結する。

ライフラインの確保及び代替策は重要

2. 3 ガスが止まった場合の対策

●都市ガスか、LPガスかを確認する。ガスが止まった時に稼働させる設備と対応策を検討する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

●対応策

暖房としてストーブと灯油を備蓄する。

LPガスのボンベとコンロを備蓄する。

調理が不要な食料(ゼリータイプの高カロリー食等)を備蓄する。

2. 4 水道が止まった場合の対策

(1) 飲料水

飲料水の備蓄量を計算し、備蓄する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。

以下の計算式に従い用意する。

調理に水が必要、近隣避難者の受入れ等を考慮し多めの備えが必要

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

$3 \text{ リットル/人/日} \times \text{●人分(職員を含める)} \times 7 \text{ 日(最低3日)} = \text{●リットル}$

●対応策(確保策)

近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器を準備し、水を取りに行く。

ろ過式の浄水器を備蓄する。

大規模な小売店と協定を結び、ペットボトルを優先的に提供してもらう。

●対応策(削減策)

調理に水を必要としない流動食等を備蓄する

●飲料水用のペットボトルなどの保管方法を検討する。

入所者・利用者の状況によっては、あらかじめ居室に配布するなど工夫することも一案である。

入所者・利用者の状況によっては、使用する階の倉庫に保管するのが望ましい。

●飲料水は、定期的に使用し、新しいものと入れ替える。

(2) 生活用水

●生活用水の備蓄量を確認する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。

●貯水槽を活用する場合は、容量を記載する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

貯水槽の容量: ●● m^3 ($1\text{m}^3=1000\text{リットル}$)

●対応策(確保策)

災害時協力井戸(酒造会社等)を確保する。

衛生面を考慮しつつ、地下水(井戸水)の利用を検討する。(間違っても飲用しないこと)

●対応策(削減策) 生活用水の多くは「トイレ」「食事」「入浴」で利用される。

「トイレ」では、簡易トイレやオムツの使用

「食事」では、紙皿・紙コップの使用・「入浴」では、清拭で対応



設備の整備

県立がんセンター 調理機器等の設置場所



ライフラインの確保が重要

通常電源・非常用電源の区分

非常時に稼働させる必要のある機器等をチェックして、非常用電源を確保。ただし、施設の電気容量等を確認し、優先順位を決めておく必要あり。

ex自家発電機・バッテリー、乾電池

食器・食具・カセットコンロ等
外部倉庫

主厨房

熱源別の調理機器等の整備

代替熱源(プロパンガス・電気・蒸気・カセットガスボンベ・石油ストーブ・薪?)等、複数の熱源を確保するとともに、機器の固定(アンカー)等を実施する。

飲料水・生活用水の確保

貯水槽の拡充・ペットボトル・ポリタンク等

※ 1回路に接続されているコンセント(1個～7個)で電気器具を「同時」に使用できる合計容量は、それぞれ、「2,000W以下」となっております。

附記事項

工事名称

〇

タイトル

1階 奥廊下の一般コンセント(基幹)

類 名

総務部 経理課

縮 尺

1:100

作成日

2008/ 10/21

要配慮者への対応 レッツ！パッククッキング



レッツ！パッククッキング！！

『パッククッキング』ってなに？

食材をポリ袋に入れて電気ポットで加熱調理する調理法です。
しっかりとした手順を覚えれば簡単で楽しい調理法です。

実際にやってみましょう！

- *電気ポットは容量に合わせて1/3の水を入れます。
3リットルの電気ポットなら水は1リットルです。
- *ポリ袋(高密度ポリエチレン製)「食品包装用」の無地でマチのないものを使います。
- *1袋に入れる量は1～2人分を目安にします。
- *ポリ袋に食材を入れて中の空気を抜く。

シミュレーション(模擬訓練)の重要性



水仕を利用する方法がおすすめ



結び目は上のほうで



熱が通りやすいように広げます

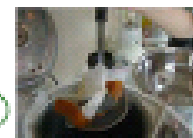
*加熱すると袋がふくらむので、**入り口の方でしっかりと結び**、中の**食材を均一に広げます**。

*1台の電気ポットに入れるパックの数は、3パックまでです。
3リットルの電気ポットでは600gまでが目安です。

まずは1パックからやってみましょう。

*出し入れの際は**やけどに注意**しましょう。

穴あきおたまやトンク
で取り出します。



2. 5 通信が麻痺した場合の対策

●被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備する。

●通信機器、通信機器のバッテリー(携帯電話充電器、乾電池等)を確保する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

●対応策(代替え通信手段)

携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話、MCA無線機、災害時優先電話

●通信手段を決め、「携帯カード」に盛り込む。

●被災地では電話がつながりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることがある。そういった際には、例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど、安否情報や伝言などを離れた地域にいるところに預け、そこに情報が集まるようにしておく(三角連絡法)。

2. 6 情報システムが停止した場合の対策

●BCP等の災害対策の文書類はデータでの保存だけでなく、すぐに使えるよう印刷してファイル等に綴じて保管しておく。手書きによる事務処理方法なども検討する。

パソコン、プリンター等の稼働に必要な機器の対応策を検討する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

●対応策

PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。

PC、サーバのデータは、定期的にバックアップをとっておく。

いざという時に持ちだす重要書類をあらかじめ決めておく。

栄養管理課事務室

通信機器の確保

パソコン用電源の確保

システムのバックアップ

定期的な紙ベースでの出力



給食運営に関わる被災状況の点検票

施設名:

給食対象者の規模:

人 直営・委託・一部委託

災害発生日時:平成 年 月 日() 時 分

点検した年月日		記入者(所属・氏名):				記入者(所属・氏名):				記入者(所属・氏名):			
		災害発生から 日 目				災害発生から 日 目				災害発生から 日 目			
		平成 年 月 日() 時現在の点検結果				平成 年 月 日() 時現在の点検結果				平成 年 月 日() 時現在の点検結果			
		使用の可否	対応内容	支援要請の有無	支援要請の内容	使用の可否	対応内容	支援要請の有無	支援要請の内容	使用の可否	対応内容	支援要請の有無	支援要請の内容
通信手段	電話	可・否		有・無		可・否		有・無		可・否		有・無	
	携帯電話	可・否		有・無		可・否		有・無		可・否		有・無	
	FAX	可・否		有・無		可・否		有・無		可・否		有・無	
	Eメール	可・否		有・無		可・否		有・無		可・否		有・無	
	パソコン	可・否		有・無		可・否		有・無		可・否		有・無	
ライフライン (調理用)	電気	可・否	☐ 自家発電 ☐ その他()	有・無		可・否	☐ 自家発電 ☐ その他()	有・無		可・否	☐ 自家発電 ☐ その他()	有・無	
	水道	可	☐ 給水車支援要請				☐ 給水車支援要請				☐ 給水車支援要請		
	ガス	可											
人員 (給食従事)	(通常時の人数)	充足											
	栄養士 人 管理栄養士 人 調理師 人 その他補助 人		調理師 人 その他補助 人				調理師 人 その他補助 人				調理師 人 その他補助 人		
施設設備 (調理用)	施設全体		全壊・半壊 一部損壊・被害なし	有・無			全壊・半壊 一部損壊・被害なし	有・無			全壊・半壊 一部損壊・被害なし	有・無	
	調理室		全壊・半壊 一部損壊・被害なし	有・無			全壊・半壊 一部損壊・被害なし	有・無			全壊・半壊 一部損壊・被害なし	有・無	
	調理機器	可・否		有・無		可・否		有・無		可・否		有・無	
	調理器具	可・否		有・無		可・否		有・無		可・否		有・無	
	冷蔵庫・冷凍庫	可・否		有・無		可・否		有・無		可・否		有・無	
	食器	可・	☐ 通堂食器				☐ 通堂食器				☐ 通堂食器		
	配膳ルート (エレベーター、配膳車など)	可・											
水食料	調理済食品	可・		有・無		可・		有・無		可・		有・無	
	納入済食品	可・		有・無		可・		有・無		可・		有・無	
	在庫食品	可・		有・無		可・		有・無		可・		有・無	
	非常用備蓄水(飲料・調理)	可・		有・無		可・		有・無		可・		有・無	
	非常用備蓄食品	可・		有・無		可・		有・無		可・		有・無	
	その他	可・否		有・無		可・否		有・無		可・否		有・無	
以下、各施設で必要なその他の項目を記入		可・否		有・無		可・否		有・無		可・否		有・無	
		可・否		有・無		可・否		有・無		可・否		有・無	
		可・否		有・無		可・否		有・無		可・否		有・無	
		可・否		有・無		可・否		有・無		可・否		有・無	

災害発生時、給食部門の被災状況等を速やかに把握し、対策本部への報告や救援等への依頼連絡等に活用できる。

受託側の責任者は委託側の責任者に状況報告が必要。当然、自らの会社等にも報告が必須。

2.7 衛生面(トイレ等)の対策

●被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性がある。

●トイレ対策としては、簡易トイレ、仮設トイレなどを検討する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

【利用者】

●電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、その物があふれて処理業務が発生するため。

●ビラを事前に作成し、保管しておく。

【職員】

●女性職員のために、生理用品などを備蓄しておく。

【汚物対策】

●排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い
保管場所:ペランダの端

2.8 必要品の備蓄

●被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

●備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、担当者を決めて、定

2.9 資金手当て

●万一の場合に備えて、手元資金(現金)を準備しておく。

●平時から現在加入の保険でカバーされる範囲や補償内容等を
自施設・事業所が加入している火災保険は、地震、水害が補償が付

備蓄食品については常にローリング
ストック等を行い更新する。

何日分を確保するのがいいのか?

(入所施設・通所施設、事業所等、
施設の種類・立地条件により相違)

保育園などの通所施設においても、
開園時に保護者が迎えに来れない
状況も考慮して、5日分(1日昼食十
おやつ)程度は必要と考える。

通所施設は休園するので災害対策
は不要という理由はない。

ディサービスもどう考えるか?

・災害対応に係る施設の機器整備、
保守関係等に係る費用は増大。

・備蓄食の更新に係る費用が増大

・職員の備蓄食はどうするか

・被災者を受け入れた場合の備蓄食
の費用はどこが負担するの?

入所者からの給食材料費で負担す
ることはおかしいでしょう。

備蓄食品の内容と保管管理

施設の冷蔵庫にあるものから使用するのが第一
(但し、ライフラインの可否による)

災害発生後に必要な食料

ステージ		第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ
期間		短期 災害発生～数日間	中期 数日間～数週間	長期 数週間～数か月間
状況		湯の利用や加熱調理の 不要な食品が必要	電気・カセットコンロ等により沸 かした湯が利用可能(含湯せん)	熱源と調理設備を用いて 食材からの調理が可能
ライフライン	水道(水)	×	○	○
	電気	×	○	○
	ガス	×	×	○
調理設備		×	△	○
利用する食料・食材		備蓄食料	備蓄食料	備蓄食料
			救済食料	救済食料・食材
				自己調達食材

○:使用可能 △:一部使用可能 ×:使用不可

各ステージにおいて、ライフラインの状況を把握し、どのような食料が必要で、どのように利用できるかを考える。

避難所における栄養の参照量

厚生労働省健康局総務課 生活習慣病対策室/事務連絡
1歳以上、1人1日当たり

エネルギー・栄養素	その1:避難所における食事提供の 計画 ・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（震災後1～3カ月）	その2:避難所における食事提供の 評価 ・計画のための栄養の参照量（震災後3カ月～）
	2011年4月21日発出	2011年6月14日発出
 エネルギー	2000kcal	1800～2200kcal
たんぱく質	55g	55g以上
ビタミンB ₁	1.1mg	0.9mg以上
ビタミンB ₂	1.2mg	1.0mg以上
ビタミンC	100mg	80mg以上

※日本人の食事摂取基準（2010年版）で示されているエネルギーおよび各栄養素の摂取基準値（RDA）を参考に、平成17年国勢調査結果で得られた性・年齢階級別の人口を基に、避難所における必要量を算出した。（ビタミンB₁は、RDAの90%を必要量として再計算）

摂ってほしい量
RDAベース

必要量
EARベース

孫田, 笠岡(坪山)ら. 栄養学雑誌. 2013

「避難所における食事の提供に係る適切な栄養管理の実施について」

輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町衛生主管部（局）長宛て
石川県健康福祉部健康推進課長 事務連絡（令和6年2月27日）

被災以来、避難所の被災者に対する食事の提供にご尽力いただいているところですが、**被災後2か月を過ぎ、避難生活の長期化が予測される中、被災者に対し、栄養不足の回避、生活習慣病の予防、生活の質の向上等のために、健康・栄養状態等を踏まえた食事の提供や評価を行い、適切な栄養管理を図る体制の整備が急務**となっています。

ついては、今般、厚生労働省健康・生活衛生局健康課栄養指導室の技術的助言を受け、別紙のとおり、被災後2か月以降の**避難所における食事の提供のための栄養の参照量**をお示しするとともに、**食事提供に係る留意事項**を取りまとめました。避難所における食事の提供に当たっては、**管理栄養士の活用等により、長期化に対応して、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者に対する配慮等、地域や避難所の実情を十分に考慮し、食事回数や食事の量及び質の確保・調整を行い、適切な栄養管理に努めて**くださいますようお願いいたします。

（参考）避難所における食事の提供のための栄養の参照量について

1 本参照量は、避難所生活が長期化する中で、栄養素の摂取不足を防ぎ、かつ生活習慣病を予防するため、栄養バランスのとれた適正量を安定的に確保する観点から目安となる量として提示するものである。

2 略

エネルギー・栄養素	1歳以上、1人1日当たり
エネルギー	1,800～2,200 kcal
たんぱく質	65～100 g
ビタミンB ₁	0.9 mg 以上
ビタミンB ₂	1.0 mg 以上
ビタミンC	80 mg 以上

※日本人の食事摂取基準（2020年版）で示されているエネルギー及び各栄養素の値を基に令和2年国勢調査結果（石川県）で得られた性・年齢階級別の人口構成を用いて加重平均により算出

現物備蓄と流通備蓄のメリット・デメリット

味覚面・個包装のため大量調理には使用しにくい

公的備蓄の種類	メリット	デメリット
現物備蓄 (現物を自らの倉庫に保管しておく)	○現物がすぐに手に入る 津波は？ 1階or最上階？ 分散させる必要？	●お金がかかる(購入・保管・破棄) ●賞味又は切 ●保管場所の確保 ●保管場所が被災したら利用できない どんな状況でも物資の運び出しの容易な場所の確保が困難
流通備蓄 (協定を結んだ業者から必要時に提供を受ける)	○常時新しい物資に更新される ○更新に伴う経費節約 ○保管場所が不要	●業者が被災したらダメ ●交通・流通がマヒしたら機能しない ●防災無線が必要 有効な通信手段の確保が重要。業者と連絡がとれないと発注できないのでダメ

備蓄 : 食料・飲料水

【対応策として考えられる例】

- ・平常時に取引のある業者と優先的に供給してもらえるよう協定を締結
- ・給食業者に優先的に供給してもらえる協定を締結
- ・近隣のスーパーマーケットと災害時の優先供給の協定を締結
- ・医療機関内にあるコンビニエンスストアと、発災時に商品を利用できる協定を締結



広域に災害が発生した場合、協定どおりに実施が可能か

備蓄**食料**の使用

- 賞味・消費期限が近付いた場合は、通常の食事の一部に使用するなどして、食品を無駄なく使用することも大切である。
- また「防災の日」や「防災訓練の日」等を利用して施設の非常食を関係者に提供し、意見をもらい更新に役立てていくことも重要である。

参考

気が付いたら非常食の消費期限が大幅に過ぎていて全て廃棄した？そんなことがないように！

ローリングストック法：普段使い慣れている食材や非常用食品を多めに買って、ストックしている状態を保ちながら使っていく、その分を補充していく（回転させていく）方法。常に入れ替えながら（食べ回しながら）備蓄していく方法。

行政における要配慮者用の特殊食品備蓄状況

自治体調査※では、地域防災計画等に特殊食品の備蓄に関する事が示されていたのは33.7%でした。

アレルギー対応食品の備蓄率は、備蓄に関する事が示されていない自治体も含めると**11.8%**という結果となりました。

特殊食品備蓄率	2018年	13年
	市町村全体% N=1,056	全体% (n=1,272)
乳児用粉ミルク	乳児用粉ミルク 35.3%	22.8
ベビーフード	ベビーフード 6.9% 高齢者用含む	2.6
アレルギー対応食品	アレルギー対応食品 21.7%	11.8
おかゆ	おかゆ 28.1%	16.9
咀嚼・嚥下困難対応食		1.5
濃厚流動食		0.9

出典：山田
関する全国

援に対する自治体の準備状況等に
8 No. 7, 2015, p.33, 日本栄養士会雑誌

大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン日
本公衆衛生協会 2019

全自治体1,789(47都道府県、20指定都市、42中核
「地域防災計画等に特殊食品の備蓄に関する事が示されていたのは33.7%でした。」に回答した自治体は147であった。何国自治体に対し「病院等では別として備蓄をしている特殊食品」を複数回答で尋ねた結果(n=418)および、その回答数を全体の回収数(n=1,272)で割った結果を

率71.10%

では、液体ミルクって飲んだことありますか？

乳児用調製液状乳(液体ミルク)について

乳児用調製液状乳の概要

- ・乳幼児に必要な栄養成分を含んでいる乳製品。日本国内では乳児用調製乳として乳児用調製粉乳(粉ミルク)のみが流通しており、欧米では「液体ミルク」も流通している。
- ・「乳児用調製液状乳」は開封してそのまま飲ませることが可能であり、調乳水や湯を沸かす熱源の確保が困難な災害時等では有効であり、関心が高い。
- ・平成30年8月8日に食品衛生法の関係省令改正が行われ、「乳児用調製液状乳」の規格基準を策定された。また、消費者庁においても健康増進法に基づく表示許可基準が改正された。
- ・規格基準において、国内で製造・販売するためには、粉ミルクと同様、製品の原材料やその配合割合について、製造開始前に、厚生労働省の承認を受けることが必要とされている。

3) 哺乳瓶や乳首がないときの代替手段

哺乳瓶や乳首がないときの代替手段として、紙コップやカップ、スプーン等の利用があります。

この際、使用する容器等はきれいに洗浄、熱湯で十分消毒してから使ってください。煮沸消毒や薬液消毒ができないときは、衛生的な水でよく洗ってから使用します¹⁸⁾。

赤ちゃんの口の中にミルクを与えるのではなく、縦抱きにし、赤ちゃんが自分で飲むようにします。

非常時には衛生面と乳児の哺乳についての緊急性を考慮したうえで、その場にあるもので対処することも大切です。

カップを使った授乳方法（カップフィーディング）^{23),24),25),26)}

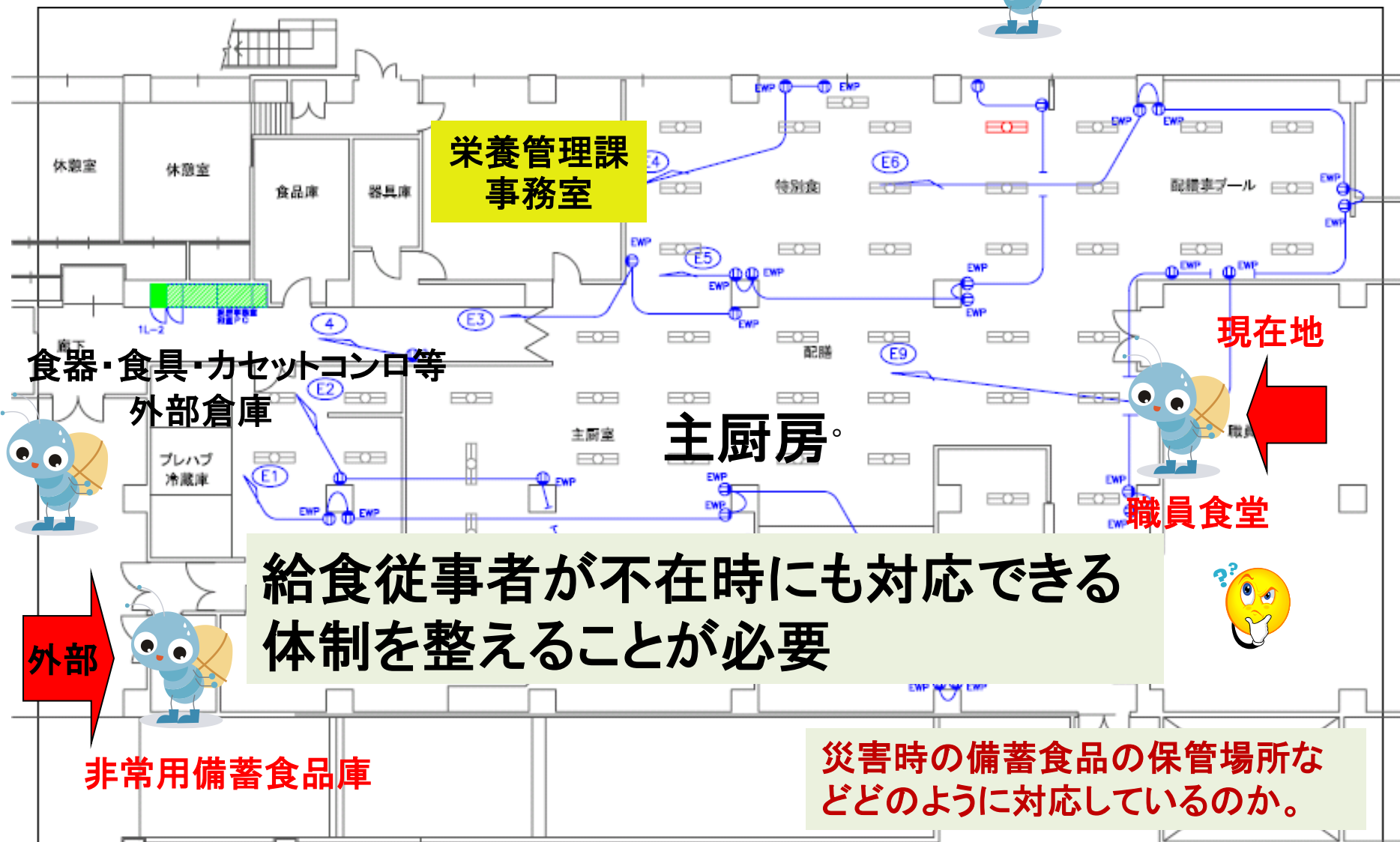
1. 赤ちゃんが穏やかに覚醒していること（眠くないこと）を確認します(a)。
2. 赤ちゃんの手がカップにぶつからないよう赤ちゃんを布で包みます。
3. 赤ちゃんを縦抱きにします(ab)。
4. カップに少なくともカップ半分以上の搾母乳・人工乳が入った状態にします。
5. 赤ちゃんの口元にカップを近づけ、少し傾けます(c)。赤ちゃんが口を開けた時、カップが下唇の上で静止し、乳汁が赤ちゃんの上唇に触れます(c)。下唇に圧をかけないようにします。
6. 軽くカップを傾け2～3滴乳汁を赤ちゃんの口に流し込みます(d)。
7. カップの位置をそのままの状態に保ち、赤ちゃんが自分のリズムで飲めるようにします(e)。必要なら休憩し、赤ちゃんが飲まなくなったらやめます。



母乳代用品の販売流通に関する国際基準(WHOコード)の内容 International Code of Marketing of Breast-milk Substitutes

1. 母乳代用品はすべて一般に宣伝してはならない。
2. 母親に無料のサンプルを与えてはいけない。
3. 無料あるいは優待価格での粉ミルク提供を含め、保健・医療機関に販売促進活動をしてはいけない。
4. 企業が派遣する人が母親に接触してはいけない。
5. 保健・医療従事者に贈り物をしたり、個人的にサンプルを渡したりしてはいけない。保健・医療従事者は母親に製品を渡してはならない。
6. 赤ちゃんの画像を含め、人工栄養を理想化するような言葉あるいは画像を使用してはならない。
7. 保健・医療従事者への情報は、科学的で事実に基づくものでなければならない。
8. 乳児の人工栄養に関するすべての情報は、母乳育児の恩恵と優位性と、人工栄養にともなう経済コストと危険性を説明していなければならない。
9. 加糖練乳のような不適切な製品は、乳児用に売り込むべきではない。
10. たとえ国がコード実施に向けて動いていなくても、製造者と流通業者はコードの条項に従うべきである。

兵庫県立がんセンター 非常用備蓄食品設置場所



給食従事者が不在時にも対応できる体制を整えることが必要

※ 1回路に接続されているコンセント(1個〜7個)で電気器具を「同時」に使用できる合計容量は、それぞれ、「2,000W以下」となっております。

施設事項	工事名称	タイトル	1階 患者内の一設コンセント(給食)用
	製 名	総務部 経理課	縮 尺 1:100 作成日



非常用備蓄食品の一部を 職員食堂側に保管しています。

- もしも、今日、大地震が起こったら？
- 当院での非常用備蓄食品の一部をここに保管しています。**大部分は主厨房奥の災害備蓄食品専用倉庫に保管**されています。
- 日常、職員の皆さんの目につくところに置くことで、**情報共有**し、いざという時に役立ちます。
- 非常時の使用に当たっては管理栄養士・調理師の指示のもと、**衛生的な取り扱い**に注意し、**安心・安全な食事の提供**にご協力下さい。



栄養管理部栄養管理課

特殊栄養食品ステーションの取り組み(熊本地震の例)

プッシュ型支援

国

県

(企業等からの支援物資を含む)

(公社)

日本栄養士会

* 賛助会員 (企業等)
* 小児アレルギー学会

一般物資

特殊栄養食品

※「特殊栄養食品」とは、母乳代替食品(粉ミルク、液体ミルク)、離乳食、低たんぱく食品、アレルギー除去食品、濃厚流動食(経腸栄養剤)、介護食、えん下困難者用食品、とろみ調整用食品など、管理栄養士が関わり要配慮者等へ提供されることが望ましい食品

熊本県
健康福祉政策課

特殊栄養食品ステーション

(熊本県庁 健康づくり推進課・日本栄養士会共同設置)

①調達 ②在庫管理 ③配送調整



特殊栄養食品ステーション
サテライト

(御船保健所・阿蘇保健所)

御船

益城町

阿蘇

菊池

宇城

避難所 ・ 被災者



JDA-DAT

緊急支援物資



特殊栄養食品ステーション: 要配慮者が必要とする特殊栄養食品(粉ミルク、液体ミルク、離乳食、食物アレルギー対応食、濃厚流動食・経腸栄養剤、介護食、とろみ剤、低タンパク食など)を提供するために-被災地内に設置した拠点。

優先順位の補足説明

第1優先: 生命維持に直結するもの(全住民対象の基盤)

① 水(最優先)

- ・1人1日 最低3L × 3日分(可能なら7日)
- ・飲料+簡易調理用を想定。断水リスクが高い地域では最重要

② 主食(エネルギー源)アルファ化米・レトルト米飯・クラッカー・乾パン等

👉 **調理不要／少量の水で対応可能なもの**

第2優先: 要配慮者対応(命に直結する層)

災害時に最も健康被害が出やすい層である。ここを削ると医療・介護負担が増大する。

③ 乳幼児用

- ・粉ミルク(液体ミルクも検討)・ベビーフード

④ 高齢者・嚥下配慮

- ・やわらか食・とろみ剤

⑤ アレルギー対応食

- ・特定原材料不使用食品・専用保存食(数量は推計人口比で)

👉 **「人数は少なくても重篤化リスクが高い」ため優先度は高い。**

第3優先: 栄養バランス維持

避難生活が3日を超えると重要。

⑥ たんぱく源・缶詰(魚・豆)・レトルト惣菜・常温保存可能な豆製品

⑦ 野菜・ビタミン補給・野菜ジュース・フリーズドライ味噌汁・栄養補助食品

👉 **炭水化物だけでは「便秘・体力低下・フレイル悪化」が起きやすい。**

第4優先: 心理的・生活支援要素

- ・甘味食品(ストレス軽減)・温かい飲料・嗜好品少量

備蓄品の管理をするため記入する。（※必要に応じてシートをコピーして使用。）

【感染防止】

この感染防止は、感染症編と
同じでも良い

No.	区分	品目	備蓄量		必要量	過不足 量	単位	保管場所	担当者	調達先	備考
			目安	備蓄量							
1		マスク（不織布製マスク）									
2		サージカルマスク									
3		体温計（非接触型体温計）									
4		ゴム手袋（使い捨て）									
5		フェイスシールド									
6		ゴーグル									
7		使い捨て袖付きエプロン									
8		ガウン									
9		キャップ									
10		次亜塩素酸ナトリウム液									
11		消毒用アルコール									
12		ガーゼ・コットン									
13		トイレットペーパー									
14		ティッシュペーパー									
15		保湿ティッシュ									
16		石鹼・液体せっけん									
17		紙おむつ									
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											

食品衛生に係る備品や簡易調理に
係る備品、使い捨て食器など



災害時の食品衛生

災害時は衛生状況が悪くなっているなので、特に調理従事者は**食品衛生管理**に注意が必要である。逆性石鹼やアルコール等の備蓄はもちろん手洗いを励行することは重要である。また、残飯等の廃棄物の処理について、**事前に検討し、処理方法について周知しておく必要がある。**

災害時にゴミ収集車は数週間来ないことを想定して、生ごみ等の保管場所の確保が重要（特に夏場の対応）

当然、排泄物についても同

また、炊き出し等を行う際は、**衛生的な取り扱いを徹底し、**提供直前に十分加熱することや、速やかに喫食するよう勧めることも食中毒予防となる。

3. 緊急時の対応

職員が不足し、ライフラインが停止することを踏まえ、重要業務を如何に優先して取り組むかがポイント。

緊急時の対応では、以下のステップで検討する。

- <STEP1> 初動対応の事前準備 3.1～3.4
- <STEP2> 人命安全確保対応の徹底 3.5、3.7
- <STEP3> 重要業務の継続 3.6、3.8、3.9
- <STEP4> 復旧対応 3.10

職員のやりくりは、平常時から準備する(例)

- ② 出勤情報の集約管理
- ② 同一法人内の別の施設に応援を要請
- ② 退職した職員に依頼
- ② 地域の連携する施設に応援を要請 など

3.1 BCP発動基準

●リスク把握で洗い出したリスクに対し、発動基準を決める

<地震>

本書に定める緊急時体制は、●●市周辺において、震度5強以上の地震が発生した場合。

<水害> 避難する時間も考慮して考える。

- ・施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。
- ・警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

●対策本部の体制(代行者を含む)を決める。

【様式1】 推進体制の構成メンバーに記入する。

必ずしも自分が動けるとは限らないので、代行者を決めておくこと。

3.2 行動基準

●災害発生時の職員個人の行動基準を記載する。

●行動基準は安否確認方法、参集基準、各種連絡先等の必要な事項を記載し、関係機関と連携して運用する。

3.3 対応体制

●対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

【様式1】 推進体制の構成メンバーに記入する。

●復旧後に活動を振り返るために活動記録をとることも重要であり、役割に入れることを推奨する。

3.4 対応拠点

●緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する(安全かつ機能性の高い場所に設置する)。

施設の構造と災害によって、対策本部の設置場所を検討する。

地震: (1)1階食堂 (2)裏手高台駐車場(津波の被害が及ばない場所)

水害: (1)2階第1会議室 (2)裏手高台駐車場(水害の被害が及ばない場所)



災害発生時の対応フローチャート



1. 初期対応
- ・ 火を消す、火災があれば消火活動
 - ・ 施設利用者、職員の安全確保
 - ・ 出勤前であれば、必要に応じて職員参集 →★「職員の緊急連絡網」
 - ・ ガス・元栓を閉める

2. 被災状況の把握

各施設の特徴に応じてアクションカードの作成をしておく対応がスムーズとなる。

3. 被災状況に応じた長事提供方法の決定

《厨房で調理可能な場合》

- ・ 通常通りの調理が可能
- ・ 調理機器や食材などで一部使用できないものがあるが、使用可能なもので調理

《備蓄食品を使用する場合》
(通常調理は不可能)

- ・ 非常用の備蓄食品を準備
- ★「備蓄品の一覧表」
- ★「非常時用の献立表」
- ★「備蓄食品の調理及び配膳方法」

《自力での食事提供が不可能な場合》

- ・ 外部からの食事搬入や支援を要請
- ★「業者・協力施設等の連絡先」
- ★「連携できる機関名と具体的な連携内容」

4. 提供食数の把握

- ・ 非常時に提供可能な食種ごとの対象者数を集計する。
- ★「災害発生時の食種・食数集計表」

5. 食事の運搬、配膳

- ・ エレベーターが動かない場合の運搬要員を確保

6. 残食の回収、ごみの収集

※各項目について、あらかじめ対応方法の詳細を決めておき、日頃からシミュレーションをしておく。

方法の
いて、

決めて

3. 5 安否確認

(1)利用者

- 利用者の安否確認を速やかに行う。
- 速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備
- 【補足11】 利用者安否確認シートを印刷して、配備しておく
- 各エリアのリーダーが利用者の安否確認を行い、管理者に報告

(2)職員

- 職員の安否確認を速やかに行う。
- 速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備
- 【補足12】 職員安否確認シートを印刷しておく
- <施設内>
- ・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて各エリアでエ
- <自宅等>
- ・自宅等で被災した場合は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。
- ・報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

補足12：職員の安否確認シート					
フロア：		エリア・ユニット：			
No	氏名	安否確認	自宅状況	家族の安否	出勤可否
1		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
2		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
3		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
4		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
5		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
6		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
7		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
8		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()

3. 6 職員の参集基準

- 災害時は通信網の麻痺などにより、施設から職員
- つつ、職員が自動参集するよう予めルールを決め、
- 職員の連絡先を整理する際に、参集の可能性も
- 【様式5】(部署ごと)職員緊急連絡網に記入する。
- 参集しなくてよい状況を明確に定めて記載すること。
- 「携帯カード」に参集ルールを記述する。
- 参集基準
- <初動職員>
- 対象職員：施設長、●●、●●、●●、●●…
- 地震 ●●市周辺において、震度●以上の地震が
- 水害 大雨警報(土砂災害)、洪水警戒が発表され
- 台風により高潮注意報が発表されたとき。
- 昼間 全員
- 夜間 施設長、●●
- <その他の職員>
- の指示に従い、求めがあった場合
- 下記に該当する場合は、参集基準に該当する場合においても、原則、参集の対象外とする。
- ・自宅が被災した場合
- ・自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

様式5：(部署ごと) 職員緊急連絡網

地震の場合、出勤可能の判断情報を備考に追記する

職員の緊急連絡先を予め確認し、本様式に記入する（別途作成されている場合は、作成不要）。						
氏名	部署	役職	電話番号	携帯電話		備考
				電話番号	メールアドレス	
(例) ● ● ● ●	総務	課長	03-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	XXXX@XXXXXX	徒歩：●分、車：●分 ●●市●●地区

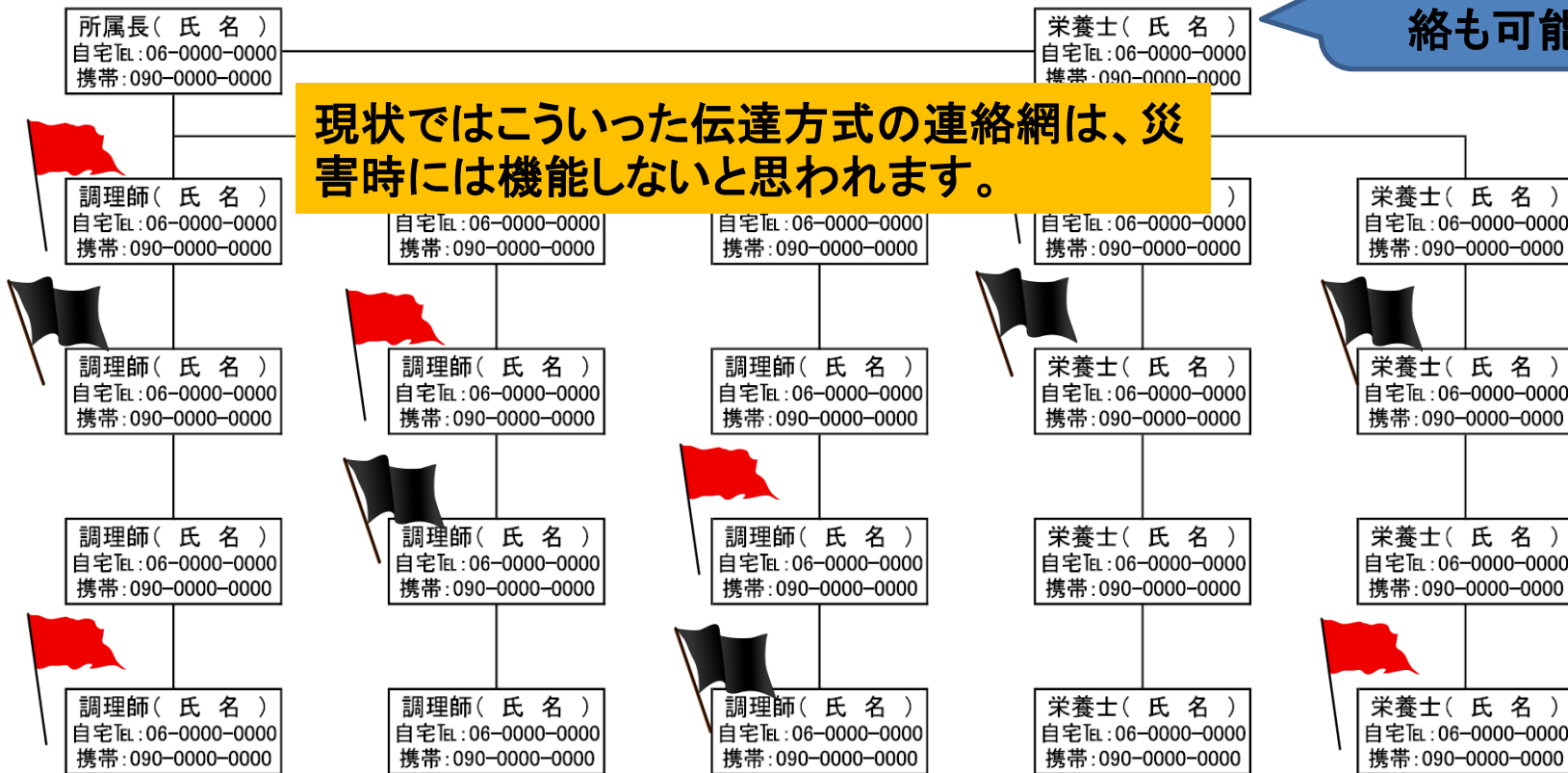


「給食に関する災害対策マニュアル」作成の手引き

(部 署 名) 職員の緊急連絡網

(平成●年●月●日)

一斉メールや
ラインでの連
絡も可能



※連絡先が、留守等で連絡できない場合は、飛ばして次の人に伝達して下さい。
※最後の方は、伝達があったことを所属長まで連絡して下さい。

1号配備 徒歩で30分以内出勤可

2号配備 徒歩で60分以内

3. 7 施設内外での避難場所・避難方法

勤務者の少ない祝祭日や夜間、あるいは荒天などを想定して検討しておくことが望ましい。

(1) 施設内

●被災時では順序正しく、整列して避難はできないことが想定され、やること(どこへ、どのように避難させる)、注意点(車いすの方など)を職員各自が理解した上で臨機応変に対応する。

●避難場所と避難方法

(1) 3階多目的ホール 自力で避難できない利用者はスロープを使用する。

(2) 2階談話室、廊下 同上

(2) 施設外

●ハザードマップなどを確認し、津波、河川

●避難場所と避難方法

(1) ●●自治会館(広域避難場所) 送迎
早急な
自施設

(2) 高齢者施設●●

(3) その他

●水害の場合、行政などが出す避難情報
避難する時間も考慮して考える。

施設所在地の都道府県で大型台風の直
警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高

●2021年5月から警戒レベルの定義が見直

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/b>

令和8年5月29日より 気象の警報などが大きく変わりました

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			



3. 8 重要業務の継続

●被災時の厳しい状況でも、入所者・利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務を「重要業務」として継続を目指す。

●検討結果をまとめる。

【補足13】重要業務の継続に記載する。

労働契約法第5条

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」

①休憩・宿泊場所

●災害発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、「休憩・宿泊場所」の候補場所を検討し、指定しておく。通所事業所等を休止した場合はこれらも選択肢となる。

休憩場所：1階会議室、食堂 東端のスペース

宿泊場所：1階ディサービスのエリア(10人分)、近所の●●ホテル(応援者10人分)

②勤務シフト

●震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。

参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう、災害時の「勤務シフト」原則を検討しておく。

<勤務シフトの原則> 最低週1日は休日とする。



3. 10 復旧対応

①破損箇所の確認

●破損箇所の確認のために、被害のあった箇所は写真を撮り、記録しておく。

修理が必要な箇所は、対策本部のホワイトボードに記載し、担当者、期限を明記する。

②業者連絡先一覧の整備

●各種協力業者の連絡先を一覧化したり、非常時の連絡先を確認しておくなど、円滑に復旧作業を依頼できるよう準備しておく。

【様式2】施設外・事業所外連絡リスト

③情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

●公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めておく。

風評被害を招く恐れもあるため、広報・情報班が、一元的に丁寧な対応や説明を行う。

エレベーターが停止した場合の配膳作業はどうするか考えていますか？

復旧作業が円滑に進むように施設の破損箇所の確認や各種業者連絡先一覧を整備。

マスコミ等への取材対応については、広報担当者を決めておき、事前に施設長等の許可が必要

様式2：施設外・事業所外連絡先一覧

行政、医療機関、委託先等の連絡先は、できれば複数

機関種別	名称	担当者	住所	備考
例）保健所	●●保健所	〇〇課長	〇〇県△△市■町	代行者：●● 電話：090-XXXX-XXXX
地域医療機関				
受診・相談センター				
保健所				
自治体				
関連機関				
関係業者				
調達先				
地域住民				
職員兼務先は個人情報のため、別でファイル				
建物				
エレベーター				
電気				
水道				
ガス				
電話				

削除・修正してください。
連絡先を記入してください
な所を朱書きし、BCP更新時にファイルを見直す良い。
場合は、作成不要）。



4. 他施設との連携

4.1 連携体制の構築

●連携体制構築の検討

- ・平常時から他施設・他法人と協力関係を築くことが大切。
- ・単に協定書を結ぶだけではなく、普段から良好な関係を作る。
- ・主な連携先と提携状況を【補足14】に記述する。

①近隣の法人

②所属している団体を通じての協力関係の整備

③自治体を通じて地域での協力体制を構築など

●連携体制の構築・参画

- ・単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。
- ・地域で相互支援ネットワークが構築されている場合は、それらに加入を検討する。

●連携の推進ステップ

①連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

②連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

③地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所が単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互支援ネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

4.2

①事業継続計画の策定

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

②入居者の避難先

- ・避難先に必ずしも担当の職員も同行して利用者の引継ぎを行えるとは限らない。
- ・避難先で適切なケアを受けることができるよう利用情報を記載した「利用者カード」を作成して連携先へ提供し、共有する。

③共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

- ・連携先や地域の方とともに定期的に訓練を行い、施設の実状を理解いただき、対応力を高める。

共助への取組

そのためにもお互いに顔の見える関係を構築

(施設・法人・医療機関・行政・社協・自治会等)

委託会社等との代行保証制度の確認

自助の次は共助を考えて、他の施設等との連携を考えておくことで、いざという時にお互いに助け合うことが可能。共同訓練の実施等

日頃からの栄養ケアマネジメント等に係る個々の資料について整理し、まとめておくことも重要
避難先への情報共有のためにも用語の統一等も今後の大きな課題

施設で給食業務を委託しているなら災害時に業務代行の契約を締結していますよね。

受託側と委託側の災害時における対応等についての
契約内容の確認が必須。



日本メディカル給食協会の業務代行保証制度の活用？

保証の対象となる事故の範囲は 火災・労働争議・業務停止

代行保証規程第11条

天災地変、例えば地震のような場合は含まないということを理解していますか？

公益社団法人日本メディカル給食協会 山本裕康会長の2021年の年頭所感の挨拶で、「新年度の目標として「代行保証制度」の見直しを考えています。倒産・天災地変では適用されませんが、「代行保証実施マニュアル」を2004年に制定して以来15年が経過し、(略)」ということで、今後の対応について検討する旨の記載あり。

5. 地域との連携

5.1 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域との顔の見える関係を
平時から構築しておく必要性

- 地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。
災害派遣福祉チーム(DWAT)への登録を検討する。

5.2 福祉避難所の運営

①福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体
記載する。

当該施設が福祉避難所と
して指定されているのか
要確認

受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して

②福祉避難所の指定がない場合

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。
その際、想定を超える人数の要援護者や近隣住民等が、施設・事業所へ支援を求めて来る場合も想定し、対応の仕方等を事前に検討しておく。

③福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。
また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

<主な準備事項例>

- ・受入に必要な備蓄類を洗い出し整備する。
- ・資機材についてはレンタルを活用することも検討する。
- ・支援人材確保に向けた連携や受入方針を検討する。
- ・事務手続き等について市町村の窓口を確認しておく。

(参照)福祉避難所の確保・運営ガイドライン 内閣府(防災担当)

<更新履歴> 更新時の更新内容も記入しておく、更新前との比較が容易になる。

日付	更新内容	承認
2021年11月11日	新規制定	(鈴木)
2022年 4月 1日	職員の確保に対応策を追加	(鈴木)

作成して終わりではなく、
常にPDCAサイクルを回し
て更新しておくことが必要

いろいろとお話してきましたが、BCP において重要な取組を簡単にまとめる

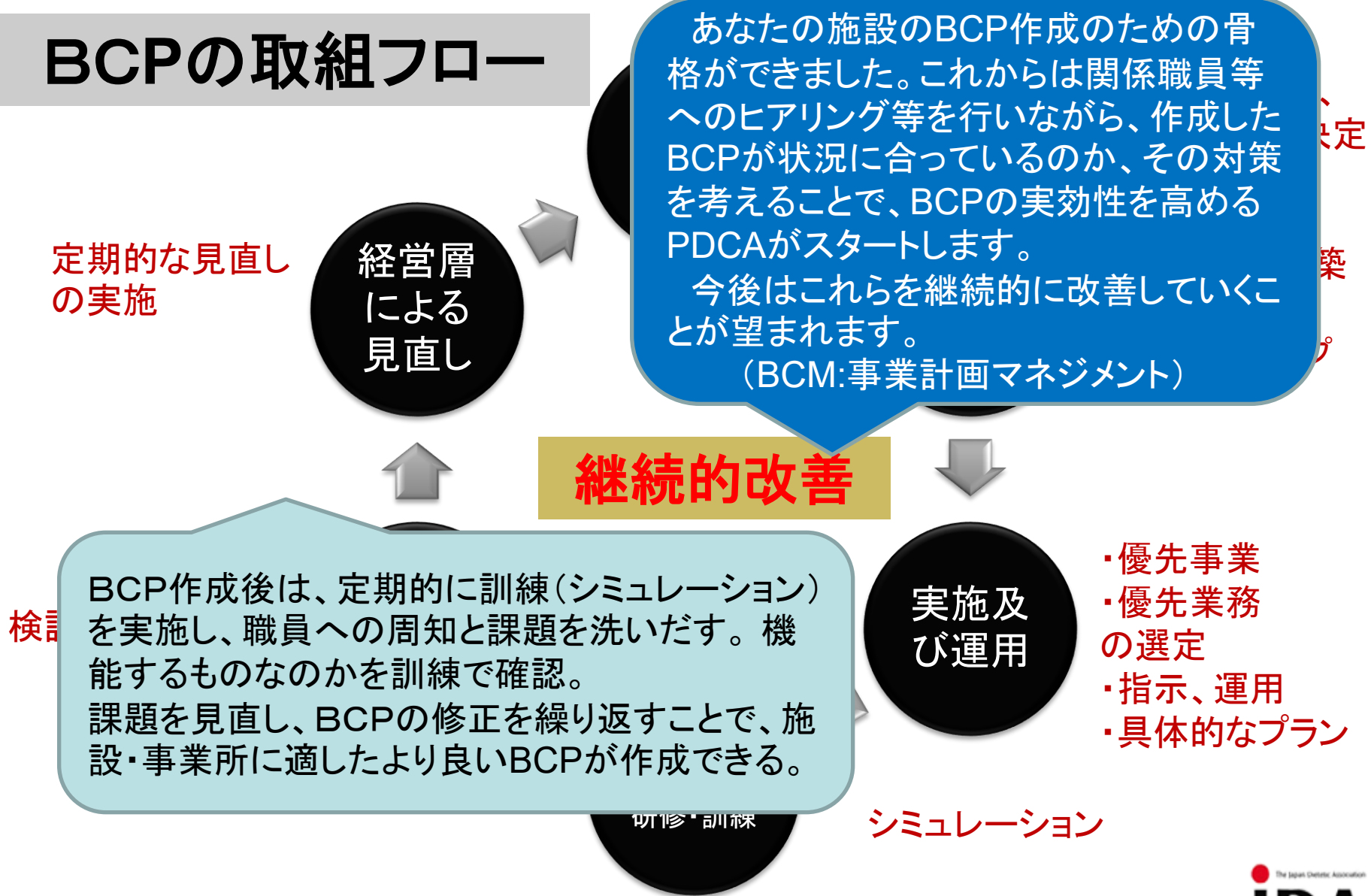
- 各担当者を決めておくこと（誰が、何をするか）
- 連絡先を整理しておくこと
- 必要な物資を整理しておくこと
- 上記を組織で共有すること
- 定期的に見直し、必要に応じて研修・訓練を行うこと 等

BCP作成後は、定期的に訓練（シミュレーション）を実施し、職員への周知と課題を洗いだす。課題を見直し、BCPの修正を繰り返すことで、施設・事業所に適したより良いBCPが作成できる。

マニュアル・BCPを作成できない理由はたくさんありますが、それが入所者や患者を守れなかったという理由にはならない。

4. 今後の課題について

BCPの取組フロー



次回のP

報告

今回のPDCAをふまえて、新たな計画をたてる

繰り返しにより人材育成が可能

計画を立てる

リーダー

指示

Pを実行する

スタッフ

報告

Act

Plan

Check

Do

マネジメント・サイクル

Cをふまえて、対策を講じる、問題解決を図る。

スタッフ

指示

コミュニケーション
情報伝達・人間関係

業務改善
問題解決

PとCを比較し、検証する

リーダー

リーダーにとっては、マネジメント・サイクルそのものが、有効なマネジメントを実践するための技法、すなわち「マネジメント技法」といえる。

リスクマネジメントにおける災害時の食と健康への対応の考え方

JDA-DAT



平常時からの備えが最も重要であり、対策を推進する。

備えあれば憂いなし、想定外を想定する。

日頃の備え・スキルアップ

BCP作成を可能にする取り組み

1. 「立派なBCP」を目標にしない(発想転換)
2. BCPを“業務の棚卸し”から始める
3. 災害想定を“一つ”に絞る
4. トップ・管理職の関与を「宣言」で確保
5. 専門家に“丸投げ”しない支援の使い方
6. 訓練を「机上演習」だけで実施する
7. BCPを他の業務と“ひも付け”る
8. 評価軸を「有無」から「進捗」に変える

まとめ: **BCP作成を成功させる共通原則**は、以下の3点に集約される。

1. 完璧を求めない
2. 考える順番を間違えない
3. 作った後に“使う前提”で設計する

BCPは「文書」ではなく“判断を共有するための合意形成プロセス”である。

5. おわりに

これから、皆さんが心がけること、求められることは・・・、

**「知識と行動の間にある大きな谷間」
に橋を架けること。**



ニュートリーションコーチング 柳澤 厚生氏 一部改編

平時からリスク管理体制を整備し、災害時への対応のための組織体制を構築すると共にマニュアル化し、具体的に発生時等の対応訓練(シミュレーション)を行うことが望ましい。

リスクマネジメント意識の醸成

各施設にあった実効性のある「衛生管理マニュアル」・「食中毒発生時における対応マニュアル」そして「非常災害時対応マニュアル」等の作成やBCP等、適切な運用が必要。

「完璧な計画を作ること」ではなく、「作れる形に分解し、動かしながら育てること」。

災害時の受援・支援活動の特徴

- 受援・支援の状況は時々刻々と変化する
- 災害時の受援・支援活動には、固定したシナリオはない
- 既存の知識・技術を活用し、かつそれらを結び合わせる
ことが必要
- 個と全体との「間」を考慮しながら活動することが必要
隙間がある、それをつなぎ合わせる、リーダーの役割

ダボ(太柄、駄柄、ドイツ語: Dübel) の役割が必要

- 被災者との協働が必要 (自立援助)
- 多職種との連携が重要

連携・繋ぐ

関東大震災と栄養研究所、栄養学校

1923(大正12)年9月1日 午前11時58分 マグネチュード7.9 震度6 相模湾北西80キロに震源地

「栄養研究所長ハ罹災ノ傷病者、幼乳兒ニ重湯ヲ給與スルノ必要ヲ認メ 臨時震災救護事務局衛生醫療部及戒嚴司令部ニ打合セヲ了シ 此事業ヲ遂行センカ爲 事務分科ヲ別表ノ如ク總務、材料、配給ノ三部ニ分チテ庶務、會計、踏査、徴収、配給、運搬、炊事ノ各係ヲ置キ 給仕小使ニ至ル迄 全所員ノ總動員ヲ行ヒテ之ニ分屬セシメ 避難者ノ最多數ナル 上野外數ヶ所ニ臨時出張所ヲ設置シ 重湯ノ調製並ニ實地配給ノ任ニ當ラシメ以テ其ノ目的ヲ貫徹スルニ努メタリ…差當リ罹災民ノ最群集セル上野及日比谷ノ二ヶ所ヲ開設スルコトトシ 『トラツク』ヲ徴發シテ急遽其ノ準備ニ着手シ 六日ヨリ配給ヲ開始スルヲ得タリ…(その後) 深川出張所ハ十四日ヨリ芝出張所ハ十七日ヨリ配給ヲ開始セリ

(栄養研究所「臨時震災救護事務局衛生医療部」宛 報告書 大正12年11月1日付)

1923(大12)年 関東大震災ー 被災者救護、乳幼児・児童保健

栄養研究所の震災直後の救護活動

栄養研究所の東京市直営の小学校での被災児童への給食の実施

日本女子大家政科 及び 女高師出身の19名が、栄養研究所で講習を受け、「栄養部長」「炊事婦長」として、給食の指揮・管理を行った。

1923年11月2日東京朝日新聞は、「女學生たちが應援に/姉さん冠りで奮闘」との見出しで、東京市の依頼で被災調査をするために「大學部學生と付屬高等女學校四五年生全部約九百名は白手拭の姉さん冠りにエプロン姿となりあの焦土の中を各戸附別訪問をするといふ」と報じている。



災害時の栄養×食に関して、スキルアップを図るには、 是非、日本栄養士会に入会し、 JDA-DATの研修を受講して、仲間になりませんか？

(公社)日本栄養士会の入会ご案内

入会のご案内

Welcome to the Japan Dietetic Association

日本栄養士会は、
みなさんの“働く”のお手伝いをする、
管理栄養士・栄養士による、
会員50,000人の組織です

公益社団法人 日本栄養士会は、管理栄養士・栄養士のみなさんが社会人として活躍するうえで必要なスキルアップ、仲間づくり、業界の最新情報の入手などに対して、全国の都道府県栄養士会とともに活動しています。ここでは、「日本栄養士会ってなに?」から、入会のメリットまでをご紹介します。



日本栄養士会会長 中村 功次

日本栄養士会ってなに？

What's the Japan Dietetic Association?

50,000人の管理栄養士・栄養士からなる、日本唯一の職能団体です。

現場の活動を支援する、管理栄養士・栄養士の職能団体です。専門職としての資質向上を図るための研修会や地位・身分の向上、制度の整備、さらに国際貢献などを行っています。およそ50,000人の管理栄養士・栄養士が所属しています。

日本栄養士会について詳しく見る

日本栄養士会とは



具体的になにをしているの？

What do they do?

管理栄養士・栄養士の資質向上、管理栄養士・栄養士の役割拡大、栄養ケア・ステーション、災害支援と、大きく4つの事業を展開しています。

管理栄養士・栄養士の資質向上のために生涯教育制度を設け、管理栄養士・栄養士全体のスキルアップと、認定制度において、より高度な技術を持ったスペシャリストの養成に取り組んでいます。また、管理栄養士・栄養士の役割拡大では、全国の管理栄養士・栄養士からのさまざまな声を集め、要望書や意見などにより、国や自治体、国民、企業、他職種などへ提出・提案するなど、活発な取り組みを展開しています。さらに、国民に親しい見える管理栄養士・栄養士をコンセプトに、地域に根付いた栄養相談の場として、栄養ケア・ステーションを全国237箇所(2016年9月末現在)に展開のほか、大規模災害時には、日本栄養士会災害支援チームを派遣し現地で支援活動をおこなっています。

生涯教育制度について詳しく見る

日本栄養士会 キャリアアップ



管理栄養士・栄養士の役割拡大について詳しく見る

日本栄養士会 役割拡大



栄養ケア・ステーションについて詳しく見る

栄養ケア・ステーション



日本栄養士会災害支援チームについて詳しく見る

日本栄養士会 災害支援



都道府県栄養士会の違いって？

What's the difference?

日本栄養士会会員は該当する都道府県栄養士会の会員となり、それぞれに所属することになります。

各都道府県栄養士会はそれぞれ独立した公益社団法人ですが、日本栄養士会と連携して活動を行っています。栄養ケア・ステーション事業、災害支援事業など、それぞれの役割分担のもと、連携・協働を行っています。また、日本栄養士会会員は、当該都道府県栄養士会の会員となり、いずれの活動にも参加することができます。

都道府県栄養士会について詳しく見る

全国の栄養士会



入会したらなにができるの？

What can I do when I join?

管理栄養士・栄養士として働くうえでのスキルアップや、仲間づくりが実現します。

日本栄養士会では、研修制度や最新情報の提供などを通じて、管理栄養士・栄養士の現場の活動を支援しています。専門職として働くうえで必要なサービスがいろいろあります。

スキルアップのための研修会に
会員価格で参加できます！



充実のスキルアップ制度を会員価格で利用でき、時代遅れにならない、“一人能”の管理栄養士・栄養士を育成します。

日本栄養士会誌が
毎月無料で届きます！



栄養業界のトレンドや現場で使える実践情報、最新のニュース、管理栄養士・栄養士の知識の詰まり、毎月1日に発行している。会員のみなさんには、無料で、ご自宅に、職場にお届けします。

日本栄養士会ホームページの
会員だけの情報が見られます！



Webでは、現場で使える実践情報や業界の最新のニュース、管理栄養士・栄養士の知識の詰まり、毎月1日に発行している。会員のみなさんには、無料で、ご自宅に、職場にお届けします。

研修会やセミナーで、
同じ分野の先輩や同級生との
交流がはじまります。

日本栄養士会、都道府県栄養士会主催の研修会では、近隣の全国の管理栄養士・栄養士を招き、職場活動の悩みや悩み、はたまた、働くうえでのネットワークづくりができます。

転職や就職情報を
確認できます！

都道府県栄養士会では、就職に関する情報を提供しています(一部を除く)。ひとりでは悩んでいる、その相談してみたい。

栄養士賠償責任保険に
自動加入されます！

食に携わる専門職として、万が一の事故に直面することもあり得る。最大1億円を保証する。みんなが安心。

入会のメリットについて詳しく見る

日本栄養士会 入会案内



Heart 心

絆・ささえあい

～どんな時でも
あたたかい食事提供と支援に向けて～

ご清聴ありがとうございました。